

# どうなる？どうする！ 委託型募集人の 適正化

保険代理店&募集人FPの対応策を探る



2013年12月の金融庁発出により、委託型募集人は保険業法の再委託禁止に触れるとして、2015年3月末をもって廃止し、「雇用」「派遣」「出向」等への転換を迫られることとなった。保険業界で製販分離が進むなか、保険募集人の専属から乗合への動きが加速し、乗合保険代理店の使用者として働く委託型募集人は3万名以上とも言われている。そして、委託型募集人の多くは、FP資格を取得しており、実行支援まで顧客をサポートできるFPとして相談業務を行ってきた。委託型募集人の適正化がスケジュール化されたいま、保険代理店や募集人FPの進るべき道はいかに。

## 委託型募集人の適正化で 保険代理店&募集人は生まれ変わるか？

改正保険業法を踏まえた体制整備が課題に

執筆 編集部

### 委託型募集人は 業法の再委託禁止に抵触

昨年12月25日、金融庁が生損保関係団体に対して、「委託型募集人制度」の廃止を申し渡した。

委託型募集人とは、保険会社が募集を委託した代理店から委託を受けて保険を販売する募集人で、

保険代理店とは直接の雇用関係がなく、一般的には使用者と異なり、

固定給制ではなく主に歩合制（フルコミッション）で保険販売を行なう募集人のことだ。保険業界が金

融庁の決定に衝撃を受けたのは、昨年末の時点で、生損保合わせての2年弱の間に、保険募集に当

5万人以上とも言われる委託型募集人がいたからだ。  
委託型募集人制度は、代理店にとっては雇用社員と異なり、比較的管理が楽であり、年金や健康保険など社会保険に加入していないケースも多く代理店にとってコストが少なくて済むため生損保の代理店で活用されてきた。

一方、委託型をとる募集人のメリットは、自分の環境に合わせて比較的自由に働けることや、募集手数料が所属する代理店の高いランクで支払われるのも魅力だ。また、特に生保では乗合型の代理店と委託契約を結ぶことで多くの保険会社の商品を取り扱えるなどのメリットがある。

しかし、今年1月16日に金融庁が保険募集関係団体向けに出した文書「保険募集に係る再委託の禁止」によると、『一部の保険代理店において……再委託の禁止に抵触するおそれのある者や使用者の要件を満たさないおそれのある者を保険代理店使用者として登録・

**昨**  
年12月末、金融庁より委託型募集人制度が法令違反とされたことで保険業界に大きな波紋が広がった。また、今年1月16日には保険会社に対して報告徵求命令が7年ぶりに出され、保険代理店の使用者について実態調査を行い、もし再委託の禁止に抵触する存在が確認された場合は、平成27年3月末までにその適正化を図ることが求められた。

一方、今年5月23日には、保険業法の一部改正が参議院本会議で成立。委託型募集人の適正化だけでなく、すべての募集人は、新業法が施行される2016年4月までの2年弱の間に、保険募集に当

たって顧客の「意向把握」や「情報提供」が義務として位置づけられたほか、とりわけ代理店においては法令順守の体制や募集人（使用者）に対する管理・監督・指導などの体制整備が求められた。

こうした新たな規制は保険代理店にとってはたいへんに厳しい変革が求められることになるが、別な観点からみると、企業としてごく当たり前の経営体制が求められたということでもあり、従来の経営から脱皮した「自主・自律」が求められたといえる。

本稿では、最近の金融当局の動向と、一連の業界改革の位置づけについてまとめた。

昨年末の時点で、生損保合わせての2年弱の間に、保険募集に当

5万人以上とも言われる委託型募集人がいたからだ。  
委託型募集人制度は、代理店にとっては雇用社員と異なり、比較的管理が楽であり、年金や健康保険など社会保険に加入していないケースも多く代理店にとってコストが少なくて済むため生損保の代理店で活用されてきた。

一方、委託型をとる募集人のメリットは、自分の環境に合わせて比較的自由に働けることや、募集手数料が所属する代理店の高いランクで支払われるのも魅力だ。また、特に生保では乗合型の代理店と委託契約を結ぶことで多くの保険会社の商品を取り扱えるなどのメリットがある。

しかし、今年1月16日に金融庁が保険募集関係団体向けに出した文書「保険募集に係る再委託の禁止」によると、『一部の保険代理店において……再委託の禁止に抵触するおそれのある者や使用者の要件を満たさないおそれのある者を保険代理店使用者として登録・